

改正道路交通法 施行!!

交通反則通告
制度が導入
されます!

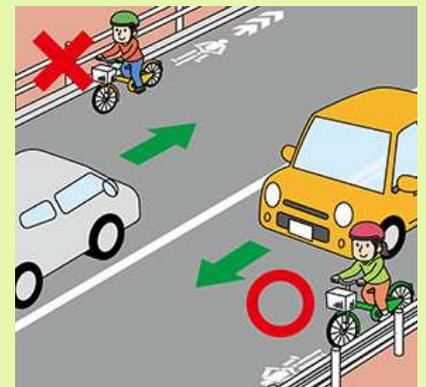
令和8年4月1日から



二人乗り禁止



一時不停止



車道は左側通行



ながらスマホ禁止



並進禁止



イヤホンをしながら運転禁止

※1 上記イラストは自転車の交通違反の一例です。

概要

1. 自転車の悪質・危険な違反に**青切符**^{※2}が適用されます!

2. 対象は**16歳**以上!

3. 対象となる違反行為は**100種類**以上!

※3 酒酔い運転や酒気帯び運転等の重大な違反には、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

※2 交通反則告知書のこと
交通違反をしたときに即時交付される青色の書類

青切符

川崎市、川崎市交通安全対策協議会、
市内8警察署、川崎市警察部

反則行為と反則金額（一例）

反則行為	反則金額
携帯電話使用等（保持） （いわゆる「ながらスマホ」）	12,000円
通行区分違反（車道の逆走等）	6,000円
指定場所一時不停止等・公安委員会遵守事項違反（イヤホン等の使用）など	5,000円
軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）など	3,000円

青切符が適用される悪質・危険な違反

- ①反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反
ブレーキなし
遮断踏切立入り、ながらスマホ、自転車制動装置不良
- ②違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
例）信号無視で交差点に進入し、青信号で交差点に進入した車両に急ブレーキをかけさせたとき
- ③違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき
例）警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき

青切符を切られたら

告知を受けた日の翌日から**7日以内**に郵便局か銀行に所定の反則金を納めて手続き終了

期限内に反則金を納めず、指定の日時に指定の場所へ行った場合
期限内に反則金を納めず、指定の日時に指定の場所へも行かなかった場合

指定の日時に指定の場所で
通告※を受ける

通告書が郵送される

通告を受けた日の翌日から**10日以内**に郵便局か銀行に所定の反則金を納めて手続き終了

通告期間内に、所定の反則金に加えて郵送に要する経費を郵便局か銀行で納めて手続き終了

それでも納付しなかった場合

違反行為は**刑事事件**として扱われることとなり、検察庁または裁判所へ送致され、裁判手続きが取られます

※通告：文書などで通知されること

川崎市内の交通事故のうち、 自転車に関係する事故の割合が **3割超** となっています！！

自転車に関係する事故の特徴は、

- ① **交差点**での事故が多い
 - ② 通行目的が**通勤・通学等**、**買物**の事故が多い
 - ③ 当事者が**30代から50代**、**65歳以上**の事故が多い
- となっており、その多くに



自転車側の何らかの**法令違反**が認められています・・・

自転車安全利用五則

～自転車の基本的な交通ルール～

- ①**車道**が原則、**左側**を通行 歩道は例外、**歩行者**を優先
- ②交差点では**信号**と**一時停止**を守って、**安全確認**
- ③夜間は**ライト**を点灯
- ④**飲酒運転**は**禁止**
- ⑤**ヘルメット**を着用

神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」に搭載された機能「スマートチリンスクール」で、自転車等の交通ルールをクイズ形式で学ぶことができます。



←ダウンロード
はこちらから。

自転車には
ダブルロック
を！！



自転車の盗難が多発しています。自転車を止める時は**ダブルロック**をして被害に遭わないようにしましょう。